

大東市立テニスコートをご利用のみなさまへ 還付申請の手続きが変更になります！

☆平成30年4月ご利用分より、雨天還付申請時に還付証明印が不要となります。

○還付対象の方は・・・

使用許可決定通知書・印鑑をお持ちのうえ、大東市立市民体育館へお越しください。
(テニスコートを経由する必要はありません)

※コートのコンディション確認は、
大東市立テニスコート（TEL：072-875-0856）までお問い合わせください。

○平成30年2月以前の還付申請をされる方は・・・

従来通り還付印が必要です。テニスコートで還付証明を受けてから、
使用許可決定通知書(還付証明済み)・印鑑をお持ちのうえ、市民体育館へお越しください。

※2月19日より、テニスコートは休業期間に入ります！
→テニスコートでの還付証明は、2月18日までをお願いします。

※2月18日までにテニスコートへお越しいただくのが難しい場合は、
対象となる使用許可決定通知書・印鑑をお持ちのうえ、2月19日以降に市民体育館へお越し
ください。
※還付印がない場合は、受付でお時間を少々いただく場合がございます。
あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

大東市立市民体育館
TEL：072-871-3201